年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月20日から39年6月1日まで 厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

A社には二度勤務したが、脱退手当金という制度については知らず、請求した覚えも受給した覚えも無い。また、脱退手当金が支給されたとする日は、二度目の勤務の後なのに、一度目の勤務期間の分しか請求していないのはおかしな話なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1年3か月後の昭和40年8月31日に支給決定されたこととなっており、 事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに申立人が脱退手当金支給日前の3回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日により近い被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間と支給日直近の被保険者期間は同一事業所に係る期間であり、同一手帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月19日から42年2月19日まで

(A社)

② 昭和42年2月20日から43年3月31日まで

(B事業所)

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

B事業所には昭和43年5月19日まで継続して勤務し、その後、C事業所に勤務したが、脱退手当金の請求手続を行った記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②の1か月後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間②の事業所と同一であり、かつ、同一手帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、請求期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票中、申立人の整理番号の前後に管理されている脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 124 人のうち、脱退手当金を受給している者は 10 人と少なく、所在が判明した者に照会したところ、脱退手当金を受給したという一人からは、「自分で請求書を作成して社会保険事務所に提出し、同事務所で受

け取った。」との回答を得ていることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

釧路厚生年金 事案 476 (事案 122 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月27日から32年3月16日まで 申立期間について、一度申し立てたものの、年金記録の訂正は必要でな いとされたが、日本年金機構から脱退手当金に関する確認はがきが届いた ので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の被保険者名簿を確認したところ、昭和 31 年から 38 年に退職した女性従業員及び女子社員 10 人全員が脱退手当金を受給し、このうち 8 人は厚生年金保険資格喪失日の約 2 か月後から 4 か月後に脱退手当金の支給が決定されており、脱退手当金を受給した同僚の一人は、「自分で請求書を書いた記憶が無いので、会社が行ってくれたと思う。」と述べている上、当時は通算年金制度創設前であった状況を踏まえると、申立ての脱退手当金については、事業主による代理請求がなされたものと考えられるほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 2 か月半後の 32 年 5 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、日本年金機構から脱退手当金に関する確認はがきが送付されたことにより、再度申し立てたとしているところ、申立人から新たな情報の提出はなく、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されており、支給の対象となった資格期間、支給額及び支給日ともオンライン記録と一致していることが確認できる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月4日から平成5年12月1日まで

- ② 平成6年5月13日から同年12月1日まで
- ③ 平成7年5月1日から8年1月1日まで
- ④ 平成8年5月7日から9年2月1日まで
- ⑤ 平成9年5月6日から10年1月1日まで
- ⑥ 平成10年5月6日から同年12月1日まで
- (7) 平成11年5月10日から同年12月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた時の給与額と厚 生年金保険の記録が相違していることが判明した。

当時の「給与の記録」と源泉徴収票を提出するので、当時支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与支給明細書から転記したとする「給与の記録」から、申立期間について、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違していると申立てている。

しかし、申立人が提出した「給与の記録」において、申立期間①のうち昭和55年5月、56年5月、57年5月、58年5月及び平成5年6月から同年11月までの期間、申立期間③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料控除額が確認できるが、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致する上、申立人が主張する申立期間の報酬月額から算出される定時決定及び随時改定の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致する。

また、申立人が提出した給与所得の源泉徴収票(昭和59年分から63年分

及び平成2年分から4年分)の社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算される社会保険料額に同源泉徴収票の支払金額から計算される雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたことが推認される。

さらに、事業主は、「標準報酬月額は給与に見合う届出を行っていたが、 当時の関係資料は廃棄済みのため確認できない。」と回答している上、申立 期間当時、社会保険の事務を担当していた者は、「厚生年金保険の標準報酬 月額の算定処理や保険料計算は正しく処理していたはずであるが、申立人の 詳細については覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期 間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月16日から51年10月1日まで 厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和50年10月16日から51年9月30日までA事業所に非常勤のB職として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び人事記録から、申立人は昭和 50 年 10 月 16 日から 51 年 9 月 30 日までの期間、常勤的非常勤職員のB職としてA事業所(現在は、C事業所)に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、「申立期間に係る保険料控除に関する資料等は保存期間経過により廃棄されており、詳細は分からない。普通、フルタイム及び勤務時間が正職員の3分の2以上の職員は、厚生年金保険に加入させる。申立人の勤務形態はフルタイム職員であるので厚生年金保険の加入となる。」と回答している。

しかしながら、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が有り、申立人と同様の勤務形態で勤務していた複数の同僚は、「私は、非常勤のD職として昭和49年7月1日から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは同年12月1日である。」、「私は、非常勤のE職として50年10月16日から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは51年11月1日である。当時、私は配偶者の被扶養者となっており、このような状況にあった者は厚生年金保険に加入していなかった。私が51年に入院することになり、その際に本人の保険証が必要となったため、その頃から全員が厚

生年金保険に加入した。多分、申立人も配偶者の被扶養者となっていて、そのため厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」、「私は、49年4月から非常勤D職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは同年5月10日である。当時の社会保険関係の担当者は既に死亡しているが、配偶者の被扶養者となっていた者は厚生年金保険に加入していなかったように記憶している。」と供述している。

また、同僚(5人)に係る在職証明書においても在職期間の始期と厚生年 金保険の加入日が一致していないことが確認できる。

これらのことから、当時の事業主は、勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことに加え、配偶者の被扶養者となっていた者についても、すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。